

新宿区外国人学校児童・生徒保護者補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的理由で就学に支援が必要と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して新宿区（以下「区」という。）が補助金を交付し、その負担を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 外国人学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、各種学校として認可されている学校法人東京朝鮮学園、学校法人東京韓国学園及び学校法人東京中華学校の設置する学校で、同法に定める小学校及び中学校に相当する年齢の児童及び生徒を教育するものをいう。

(2) 保護者 区内に住所を有し、児童・生徒と同世帯のもので、外国人学校に授業料を納入する義務を負うものをいう。

(補助対象)

第3条 この要綱に基づいて補助金の交付を受ける保護者は、世帯全員の所得の合計額が、区長が定める基準額の範囲を超えない者とする。

(補助対象期間及び制限)

第4条 区長は保護者に対し、区内に住所を有している期間又は有した期間で、かつ、授業料を納入した月数分について、補助金の交付を行うことができる。

2 区長は、保護者に対し、他の地方公共団体が行う同種の補助金と重複して、この補助金の交付を行うことができない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、児童・生徒1人につき、月額6,000円とする。

(補助金の申請)

第6条 区長は、補助金の申請をする保護者に対し、外国人学校児童・生徒保護

者補助金交付申請書（第1号様式（以下「申請書」という。））及び世帯全員の所得を証明する書類を提出させなければならない。ただし、前年の所得を証明する書類は、本人の同意により区において確認できる場合には、省略することができる。

2 区長は、外国人学校に対し、保護者が遺漏なく申請ができるよう情報の周知等を行わせるものとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 区長は、補助金の交付の申請があったときは、当該保護者がこの要綱で規定する交付要件に該当することを確認の上、申請書及び関係書類を審査し、補助金の交付の適否を決定する。

2 区長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、外国人学校児童・生徒保護者補助金決定通知書（第2号様式）により保護者に通知し、保護者あてに補助金を交付するものとする。

（代理人）

第8条 補助金の交付を受けようとする保護者は、申請、請求および受領に関する事務の全部または一部を区長の指定する者に委任することができる。

2 前項の規定に基づき委任を受けた者（以下「代理人」という。）は、第6条第1項に規定する申請を行うときに、同項の書類のほか、保護者の委任状を提出しなければならない。

（補助金に関する調査）

第9条 区長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた保護者又は代理人に対して報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

（決定の取消し及び返還）

第10条 区長は、保護者又は代理人が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがで

きる。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した
場合において、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(補則)

第 1 1 条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 8 月 3 0 日から適用する。
- 2 第 1 号様式について、平成 2 5 年 3 月 3 1 日までは、「特別区民税の情報」の
後に「及び居住地・新宿区民となった日等の情報」を加えたものを使用する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 1 月 1 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。